

田舎館村一般廃棄物処理基本計画 (ごみ・生活排水)

田舎館村

< 目 次 >

田舎館村一般廃棄物処理基本計画	- 1 -
I 一般廃棄物処理基本計画の概要	- 1 -
1. 計画の基本的事項	- 1 -
（1）計画策定の目的・位置づけ	- 1 -
（2）対象地域	- 2 -
（3）計画期間	- 2 -
2. 田舎館村の概要	- 2 -
（1）地勢	- 2 -
（2）沿革	- 3 -
II ごみ処理基本計画	- 5 -
1. ごみ処理の現状と課題	- 5 -
（1）ごみ処理の概況	- 5 -
（2）ごみの処理方法と施設詳細	- 6 -
（3）ごみ排出の実態	- 8 -
2. ごみ処理基本計画の策定	- 11 -
（1）計画策定のための予測	- 11 -
（2）基本計画の策定	- 12 -
III 生活排水処理基本計画	- 14 -
1. 生活排水処理の現状	- 14 -
2. 生活排水に係る基本方針	- 14 -
3. 生活排水の排出状況及び処理主体	- 15 -
4. 生活排水処理基本計画の策定	- 17 -
（1）生活排水処理の目標	- 17 -
（2）し尿及び浄化槽汚泥の処理計画	- 18 -
（3）住民への広報・啓発活動	- 18 -

I 一般廃棄物処理基本計画の概要

1. 計画の基本的事項

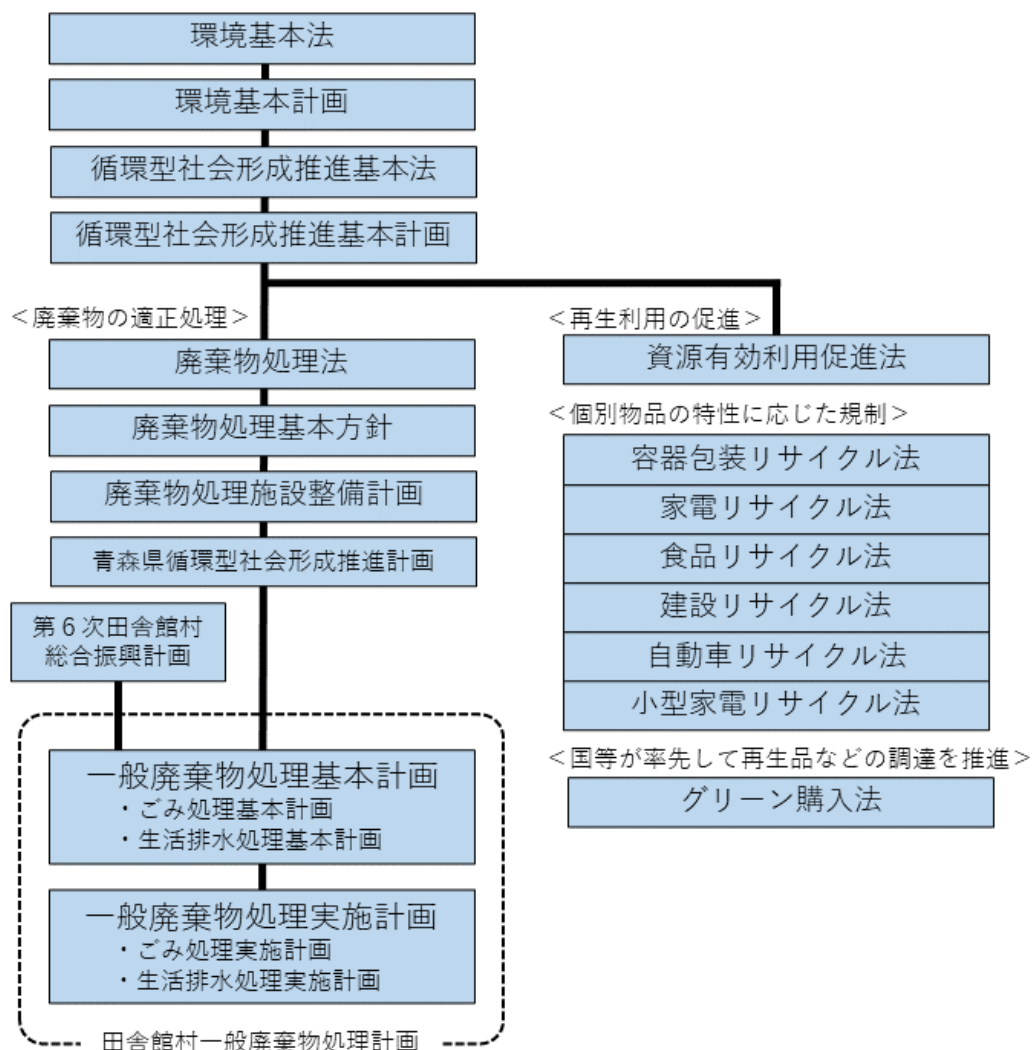
(1) 計画策定の目的・位置づけ

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）」において、『市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）を定めなければならない』とされている。

一般廃棄物処理計画は、中長期的な方針を明確にするために定める「基本計画」と、一般廃棄物処理の具体的事案について定める「実施計画」の 2 つの計画で構成され、それぞれの計画で「ごみ処理」と「生活排水処理」に関する事項について定めることとなっている。

本計画は「基本計画」であり、本村において将来にわたって一般廃棄物が適正に処理するための長期的指針を定めたものである。

<一般廃棄物処理基本計画と他の法令・計画との関係>



（２）対象地域

本計画の対象地域は、田舎館村全域とする。

（３）計画期間

環境省の指針により、「一般廃棄物処理基本計画」はおおむね１０～１５年の長期計画とされていることから、令和８年度を開始年度、令和１７年度を目標年度とする１０年間を計画期間とする。

２．田舎館村の概要

（１）地勢

本村は青森県西部にある津軽地方の平野部の南側に位置する、東西９km、南北６．５km、面積２２．３５㎢となっており、県内４０市町村の中で最も面積の小さい村である。（令和６年１０月時点）

本村は津軽平野の南端部に位置し、東に八甲田、西には岩木山を望み、村の中央部を浅瀬石川が東から西に、弘前市との境界には平川が南から北に流れている。この２つの河川に流れる豊富な水によって堆積した肥沃な土壌に覆われている。標高は東部３３．６m、西部２３．０mほどの平坦な地形である。西側は弘前市、北側は藤崎町、東側は黒石市、南側は平川市と接している。

また、本村は豪雪地帯にあり、年平均気温は１０．２℃前後、年間降水量は約１，０６０mm程度である。亜寒帯性気候で冬の寒さが厳しく、１１月下旬から３月中旬ごろまで続く降雪により、年間最大積雪量の平均は約７５cmとなっている。

先述の地勢から、古くは弥生時代から稲作が盛んである。村南東部にある垂柳遺跡は多数の水田跡が出土し、北方稲作文化の歴史における重要拠点として、国の史跡に指定され話題となった。

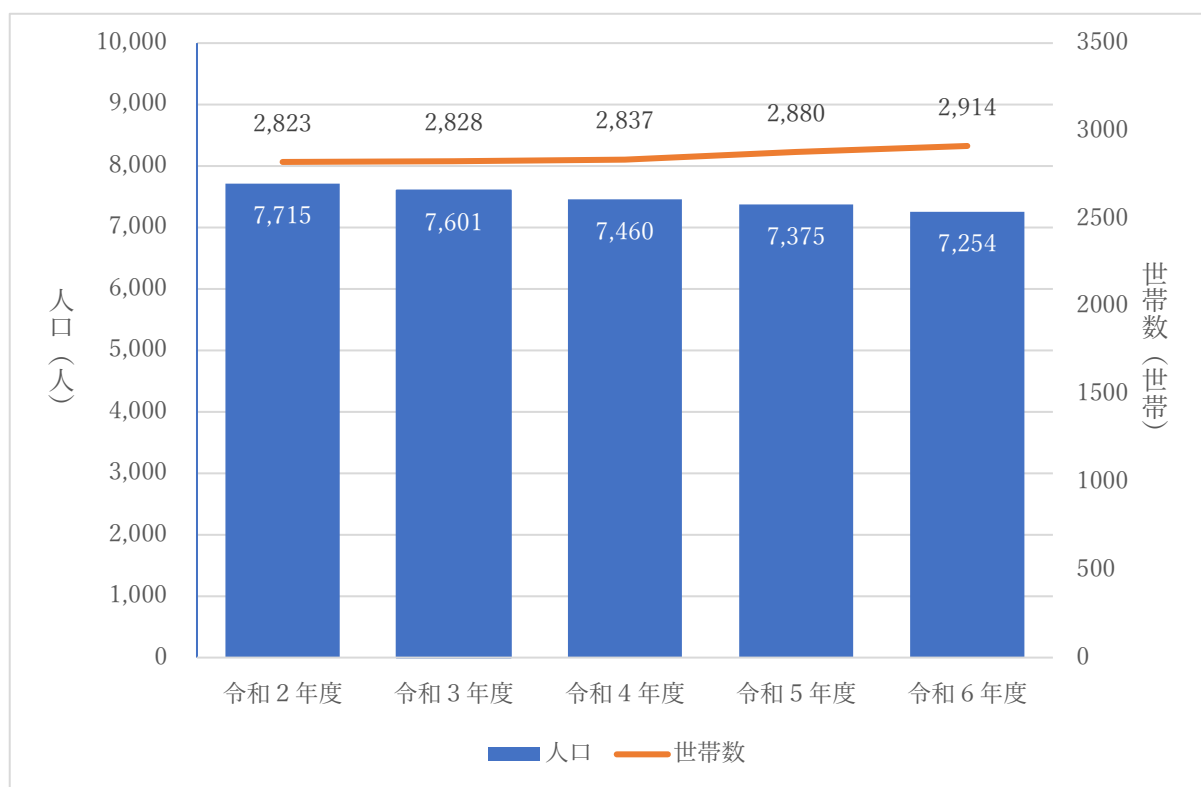


(2) 人口動態

本村の人口及び世帯数の推移は、下表のとおりである。人口は徐々に減少しているのに対し、世帯数はやや増加傾向となっており、全国と同様に単独世帯化・核家族化が進行している傾向にある。

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
人 口 (人)	7,715	7,601	7,460	7,375	7,254
前年比 (%)	－	98.5	98.1	98.9	98.4
世帯数 (世帯)	2,823	2,828	2,837	2,880	2,914
前年比 (%)	－	100.2	100.3	101.5	101.2

※ 村住民基本台帳（9月末時点）より



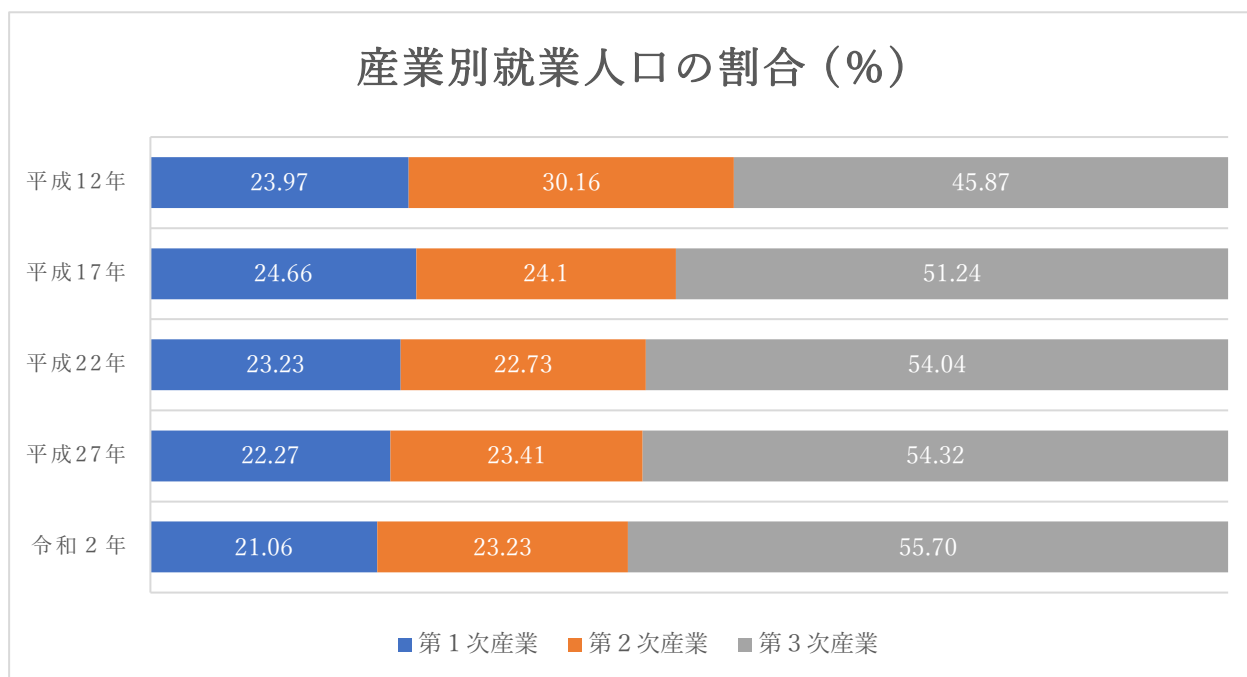
（３）産業の動向

就業人口を見ると、平成１２年から令和２年まで年々減少しており、令和２年は平成１２年と比べて８７９人（１８．６％）減少している。産業別の人口割合を見ると、特に第２次産業の割合が減少し、第３次産業の割合が増加している。

・産業別就業人口

区 分	平成１２年	平成１７年	平成２２年	平成２７年	令和２年
第１次産業（人）	１,１３１	１,１０９	９６１	９００	８０７
第２次産業（人）	１,４２３	１,０８４	９４０	９４６	８９０
第３次産業（人）	２,１６４	２,３０５	２,２３５	２,１９５	２,１３４
分類不能の産業（人）	０	１	４	０	８
合 計	４,７１８	４,４９９	４,１４０	４,０４１	３,８３９

※ 国勢調査より



Ⅱ ごみ処理基本計画

1. ごみ処理の現状と課題

(1) ごみ処理の概況

当村におけるごみ処理は、令和 7 年度まで「黒石地区清掃施設組合」にて処理を行っていた。しかし、周辺市町村とごみ処理の広域化等を検討した結果、同組合は令和 8 年 3 月末に解散することとなり、解散後は「弘前地区環境整備事務組合」にて処理を行っている。

ごみの分類、収集方法及び収集回数は下表に記載の通りである。

ごみの分類	収集方法	収集回数
燃やせるごみ (可燃ごみ)	村内に設置された収集ステーションにて収集	週 2 回
燃やせないごみ (不燃ごみ)		月 2 回 (毎月 1・3 回目)
粗大ごみ		月 1 回 (毎月 2 回目の水曜日)
容器包装・紙類 (資源ごみ)	村内 3 カ所の拠点施設並びに各地区集会所等にて収集	月 2 回 (地区集会所等では月 1 回の箇所もある。)

なお、可燃ごみと不燃ごみは指定のごみ袋に入れて出すこととしており、指定の袋に入らない場合は粗大ごみとして出すか、廃棄する住民が組合に直接搬入するよう指導している。

上記に加え、以下の品目において別の回収方法により収集している。

収集品目	収集方法
スプレー缶、ライター	スプレー缶は穴を開けず、ライターはそのまま、各ステーションに設置した「危険物回収ネット」に入れてもらう。不燃ごみの日に収集業者がネットごと収集する。
蛍光管・蛍光灯 (割れていないもの)	購入した際の箱などに入れて、各ステーションに出す。
乾電池・充電式電池	村内 3 カ所に設置している「乾電池回収ボックス」にて収集。定期的に役場職員が回収して組合に搬入する。
小型家電 (おおむね 25cm×15cm 以内の大きさの家電)	村内 3 カ所に設置している「小型家電回収ボックス」にて収集。定期的に役場職員が回収して提携処理業者に搬入する。
水銀使用製品 (体温計・血圧計等)	村が直接回収し組合に搬入する。

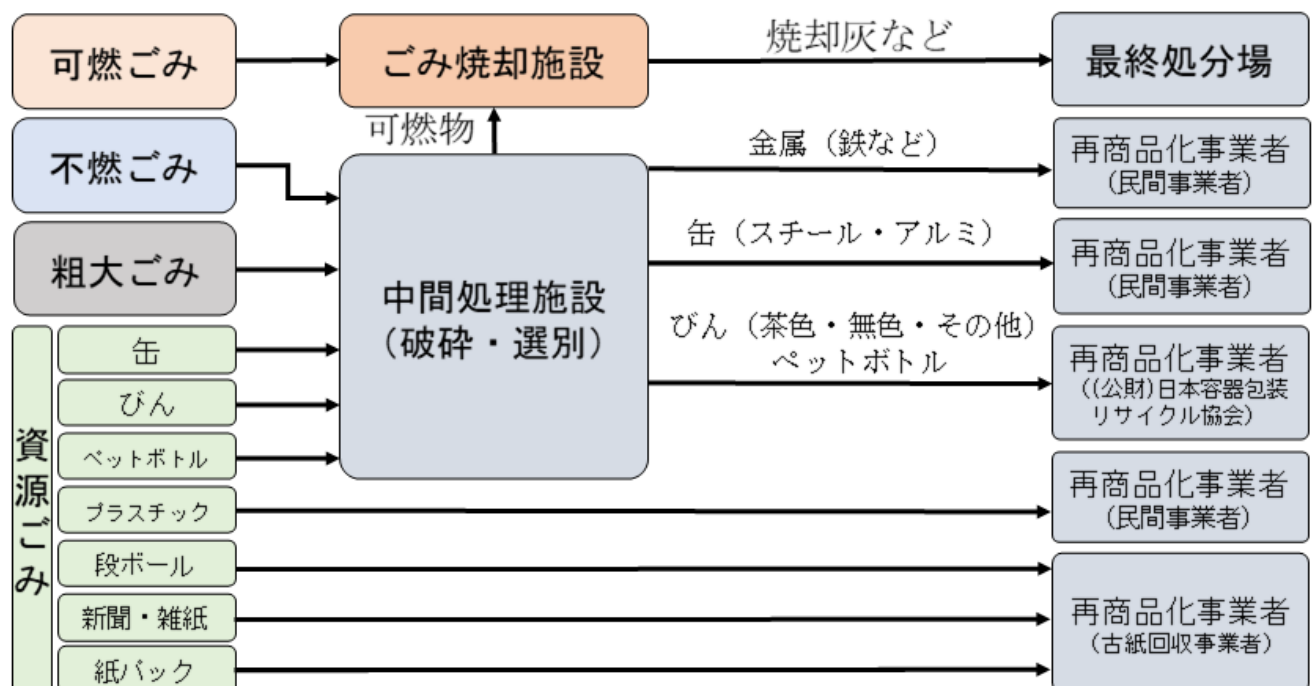
パソコン本体（デスクトップ・タワー・一体型・ノート型）及びディスプレイなどの周辺機器	提携している宅配回収業者を紹介し収集する。
--	-----------------------

（２）ごみの処理方法と施設詳細

現在、ごみ処理施設については弘前地区環境整備事務組合にて処理を行っている。

ごみ処理の現況を以下の通りフロー図にまとめた。

○ごみ処理体系フロー図



① 不燃ごみと粗大ごみ、資源物は弘前地区環境整備センターにて破砕・選別され、鉄やアルミなど資源物となりうるものは回収する。

○弘前地区環境整備センター 資源化施設

所在地	青森県弘前市大字町田字筒井 6－2
処理能力	93 t／5 h

②資源物のうちプラスチック資源については、再商品化計画に基づき、株式会社青南商事へ直接搬入する。

○株式会社青南商事 黒石プラスチックリサイクル工場

所在地	青森県黒石市大字竹鼻字北野田 73－1
処理内容	材料リサイクル
処理能力	88.46 t／24 h

③ ①で出た可燃物と可燃ごみは、同センターの焼却処理施設にて焼却処理される。なお、ごみ焼却時に発生する熱エネルギーを有効活用する観点から、蒸気タービンによる発電を実施している。

○弘前地区環境整備センター 焼却処理施設

所在地	青森県弘前市大字町田字筒井 6－2
処理能力	246 t／日（123 t／日×2基）
処理方式	全連続燃焼式
竣工年月	平成15年4月
発電能力	3,600 kW
発電量	17,810 MWh（令和3年度実績）

④ ③で出た焼却残さは、最終処分場に運ばれて埋立処理される。なお、当村は最終処分場を保有しておらず、弘前市埋立処分場にて最終処分を行っている。

○弘前市埋立処分場 第2次第2区画

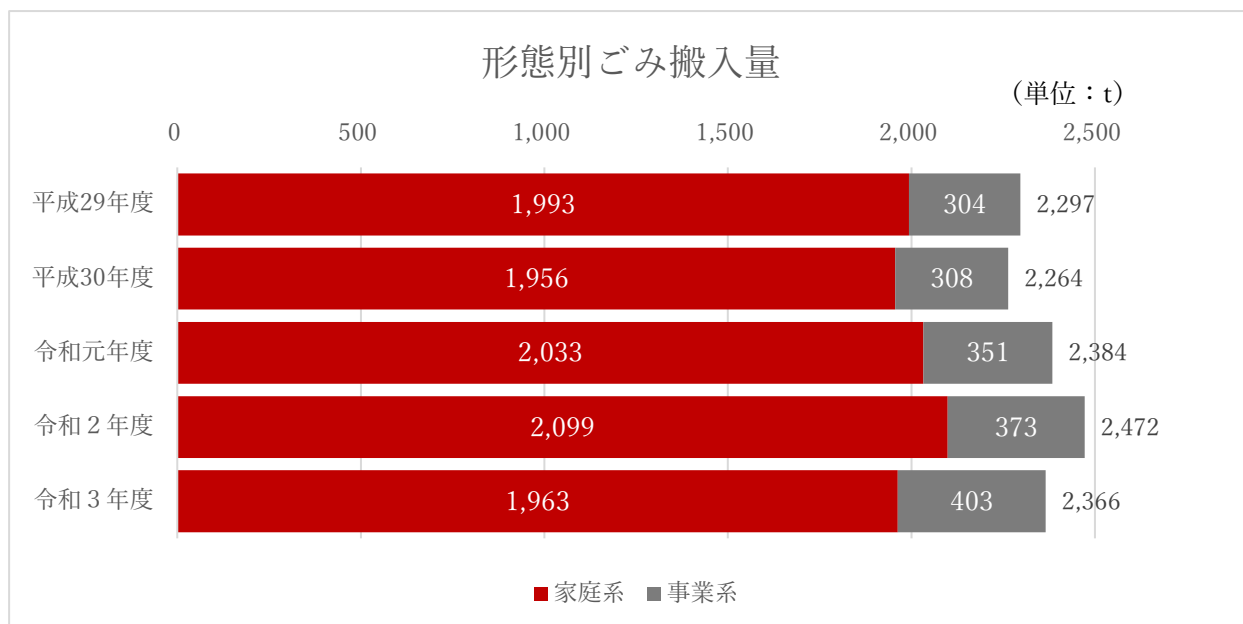
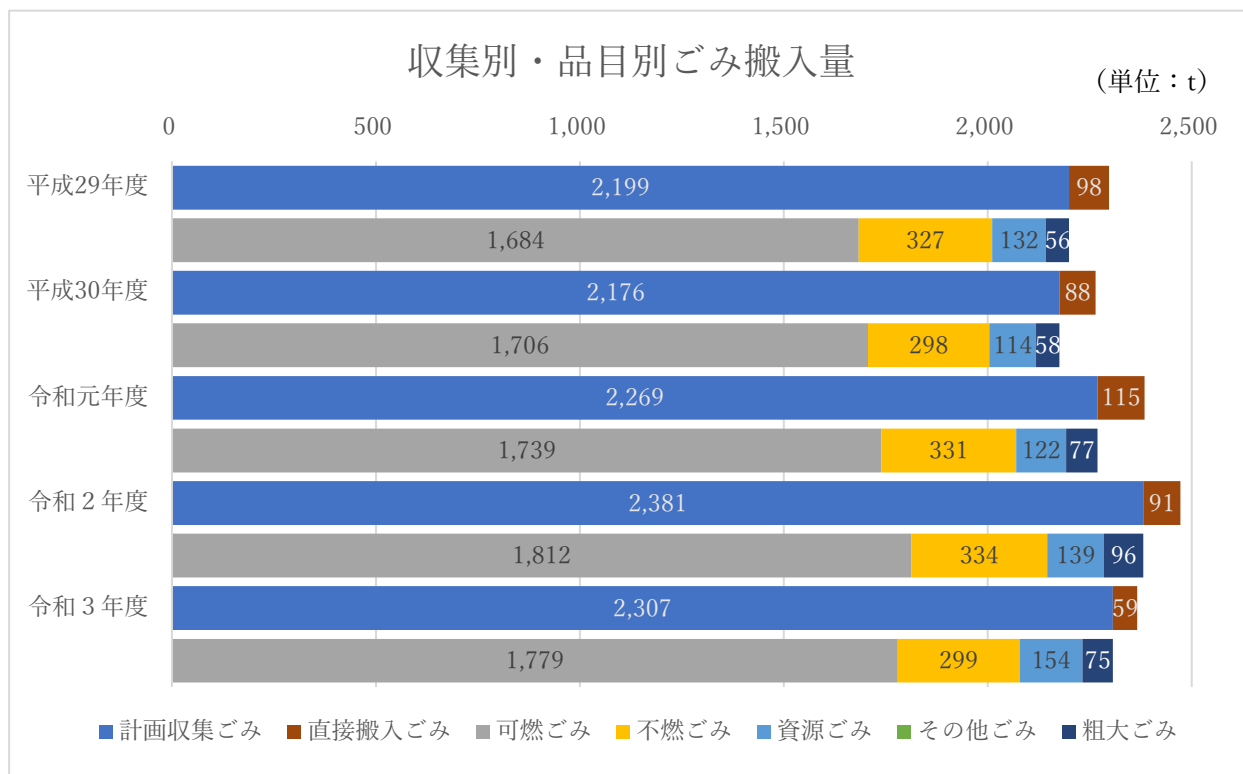
所在地	青森県弘前市大字十腰内字猿沢 2397
敷地面積	39,400 m ²
埋立方式	セル方式
埋立容量	224,000 m ³
埋立期間	平成30年6月～

(3) ごみ排出の実態

①ごみの搬入量

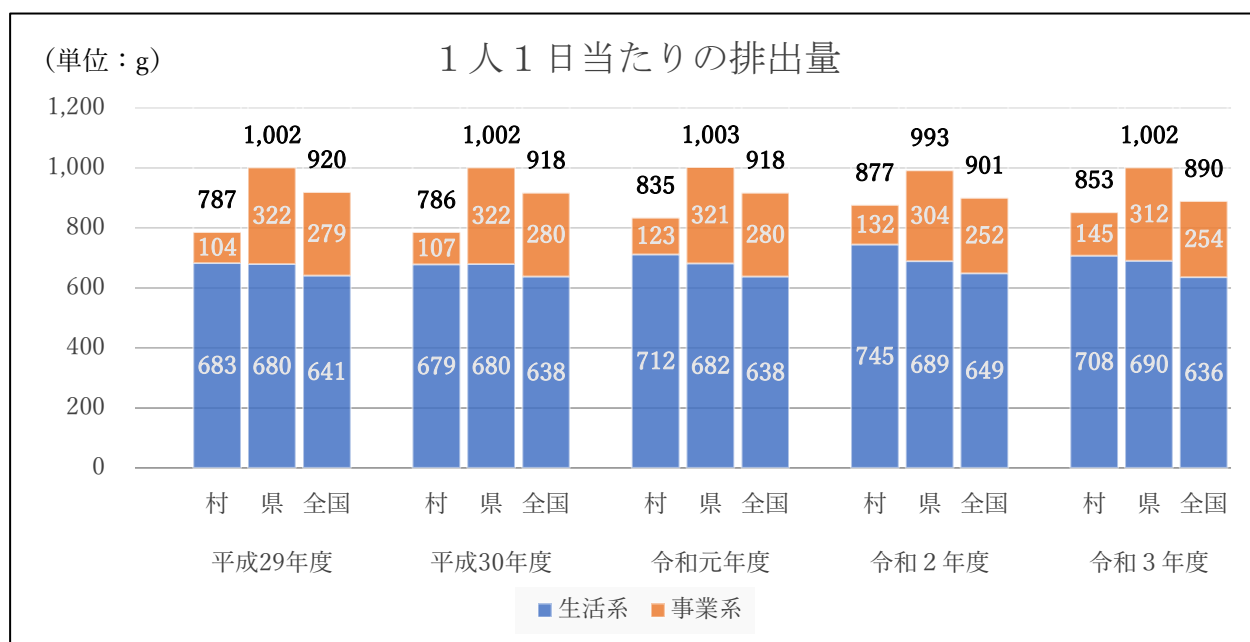
平成 29 年度～令和 3 年度におけるごみの搬入量は増加傾向となった。令和 2 年ごろに流行した新型コロナウイルス感染症への対応がごみの搬入量に大きく影響したものと考えられる。

分類別では特に可燃ごみ、資源ごみが増加、不燃ごみや粗大ごみはほぼ横ばいとなっている。形態別では、家庭系、事業系とも増加しており、特に事業系ごみの増加が顕著である。



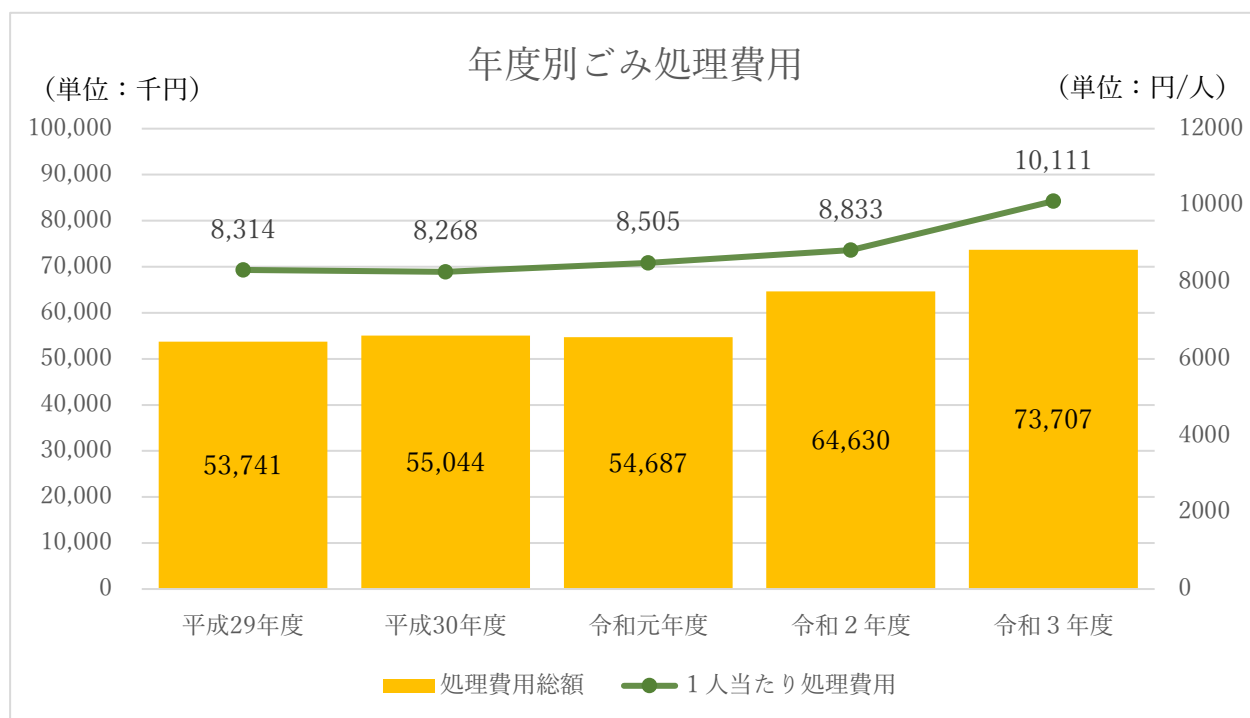
② 1人1日当たり排出量

平成29年度～令和3年度における村民1人1日当たりの排出量は、全体では県平均や全国平均よりも少ない値で推移した。これは事業系ごみの排出量が大幅に少ないためであり、家庭系ごみに限ると全国平均や県平均を上回っている。



③ ごみ処理費用

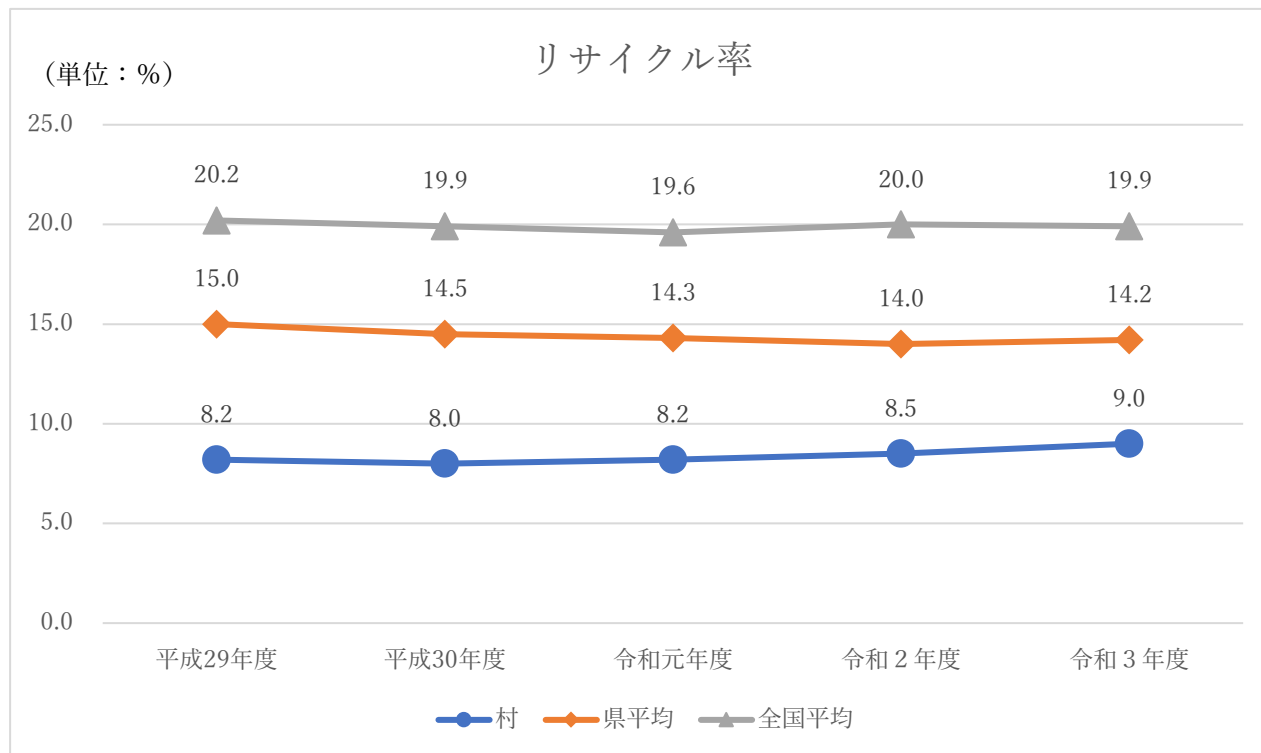
ごみ処理費用の総額は、処理を行っていた黒石地区清掃施設組合（令和8年3月解散）の設備の老朽化や燃料費等の高騰などから年々増加している。それに伴い、1人当たりの処理費用も増加している。



④リサイクル率の推移（行政関与分）

本村におけるリサイクル率は、全国平均や県平均と比べて低い傾向にあるが、全国平均が横ばい、県平均が減少傾向なのに対して、本村のリサイクル率はわずかながら増加傾向となっている。

なお、近年では民間の事業者による、自治体を介さない資源ごみの回収が活発となっており、実際のリサイクル率はこれより高いものと推測される。



2. ごみ処理基本計画の策定

(1) 計画策定のための予測

①人口の推計

本村の人口推計については、「田舎館村第6次総合振興計画」において、「令和12年度に6,790人以上を目標」としており、本計画でもそれを推計値とした。なお、開始年度である令和8年度及び目標年度である令和17年度の推計値については、直線補間によりその傾向が継続するものとして推計した。

(単位：人)

年 度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (基準年度)	令和8年度 (開始年度)	令和12年度 (中間年度)	令和17年度 (目標年度)
	(実 績 値)			(推 計 値)		
人 口	7,529	7,395	7,306	7,085	6,790	6,421

※ 実績値は年度末(3/31)時点のものである。

②現状施策におけるごみ排出量の推計

現状の施策のまま進んだ場合のごみの排出量(推計値)は下記の通りである。

なお、推計値は令和5年度における住民1人1日当たりの排出量をもとに、年間の排出量を算出した。

(単位：t)

年 度	令和4年度	令和5年度 (基準年度)	令和6年度	令和8年度 (開始年度)	令和12年度 (中間年度)	令和17年度 (目標年度)
	(実 績 値)			(推 計 値)		
家庭系 ご み	1,920	1,923	1,804	1,842	1,765	1,677
事業系 ご み	389	388	348	372	357	339
合 計	2,309	2,311	2,152	2,214	2,121	2,016

※ 実績値は「一般廃棄物処理事業実態調査」の数値より抜粋。

③ごみの減量・再資源化に向けた目標値の設定について

ごみの減量・再資源化に向けた、本村における目標値については、「第4次青森県循環型社会形成推進計画（令和3年3月策定）」における改善割合を用いて、以下の通り設定する。

年 度		令和5年度 (基準年度)	令和12年度 (中間年度)	令和17年度 (目標年度)
1人1日当たりの ごみ排出量 (g/人・日)	家庭系	712	<u>670</u>	<u>640</u>
	事業系	144	<u>134</u>	<u>127</u>
	合 計	856	<u>804</u>	<u>767</u>
ごみ排出量 (t)	家庭系	1,923	<u>1,660</u>	<u>1,512</u>
	事業系	388	<u>332</u>	<u>300</u>
	合 計	2,311	<u>1,992</u>	<u>1,812</u>
リサイクル率 (%)		9.0	<u>13.4</u>	<u>16.5</u>

(目標値設定の根拠について)

・1人1日当たりのごみ排出量

家庭系は「7年で5.9%減」という改善割合から、中間年度までに5.9%、目標年度までに10.1%の減少を見込む値とした。

事業系は「7年で6.8%減」という改善割合から、中間年度までに6.8%、目標年度までに11.7%の減少を見込む値とした。

なお、合計値は上記で算出した数値の合計である。

・ごみ排出量

上記の1人1日当たりのごみ排出量をもとに、年間(365日、令和17年度のみ366日)の排出量を計算した。

・リサイクル率

「7年で4.4ポイント増」という改善割合から、中間年度までに4.4%、目標年度までに7.5%の増加とした。

(2) 基本計画の策定

①ごみ減量化・再資源化に向けた基本方針

国や村の指針並びに令和3年3月に策定した「第6次田舎館村総合振興計画」に基づき、以下の3項目を基本方針とする。

- ごみの減量化・資源化及び3Rの推進
- 分別排出徹底に向けた排出ルール の啓発
- 県不法投棄監視員、村、警察の3者による、不法投棄防止活動の強化

②目標値達成のための施策

- ・ 資源物回収拠点施設の設置

資源物の分別排出及び資源化の促進を図るため、下記の村内3か所に24時間持ち込み可能な拠点施設を設置している。

＜設置場所＞

村役場、田舎館村ふれあいセンター、田舎館村光田寺コミュニティセンター

- ・ 村広報誌等による分別排出の啓発活動

村の広報誌「広報いなかだて」での記事掲載や年1回行う分別ポスターの配布などにより、分別排出を啓発している。

- ・ 村資源物分別排出指導員の設置

資源物の分別排出を指導する「分別排出指導員」を配置し、各地区の資源物収集ステーションで指導活動を行い、分別の徹底を図っている。

- ・ 使用済み小型家電の資源化

村内3か所に小型家電回収ボックスを設置し、使用済み小型家電のリサイクルを推進している。

＜設置場所＞

村役場、田舎館村ふれあいセンター、田舎館村光田寺コミュニティセンター

- ・ 不法投棄防止活動

村内での不法投棄を防止するため、職員による定期的な巡回パトロールの実施や啓発看板を設置するなど、不法投棄根絶に向けた活動を行う。

- ・ 収集運搬体制の確保

ごみの収集体制について、黒石地区清掃施設組合の解散に伴い、令和8年度より村で一般廃棄物処理業（収集運搬・処分）の許可を行う。人口減少などの要因からごみの排出量は減るものと見込まれる現状を踏まえ、村の許可方針について検討する。

Ⅲ 生活排水処理基本計画

1. 生活排水処理の現状

田舎館村は岩木川流域に属し、村の中央を流れる浅瀬石川と村の南西部を流れる平川の2本の河川が存在する。これらの河川は、農業用水や水道水の水源として重要な役割を果たしている。

当村の公共下水道は、昭和54年に岩木川流域の4市3町1村（青森市・弘前市・黒石市・平川市・藤崎町・大鰐町・板柳町・田舎館村）の公共下水道事業が着工し、浅瀬石川流域の地区で昭和63年から供用が開始された。また、平成7年から豊蔭地区農業集落排水事業の供用が、平川流域の豊蔭地区と大袋地区で開始されたことにより、村の全域で生活雑排水処理が行われる体制となった。

当村の生活雑排水処理割合は令和4年度末時点で90.1%と高いものの、旧来の汲み取り式便槽や単独処理浄化槽からの転換が遅れている世帯も1割程度存在する。岩木川流域の水質汚濁防止のため、未処理の生活雑排水についても、適正に処理する必要がある。

2. 生活排水に係る基本方針

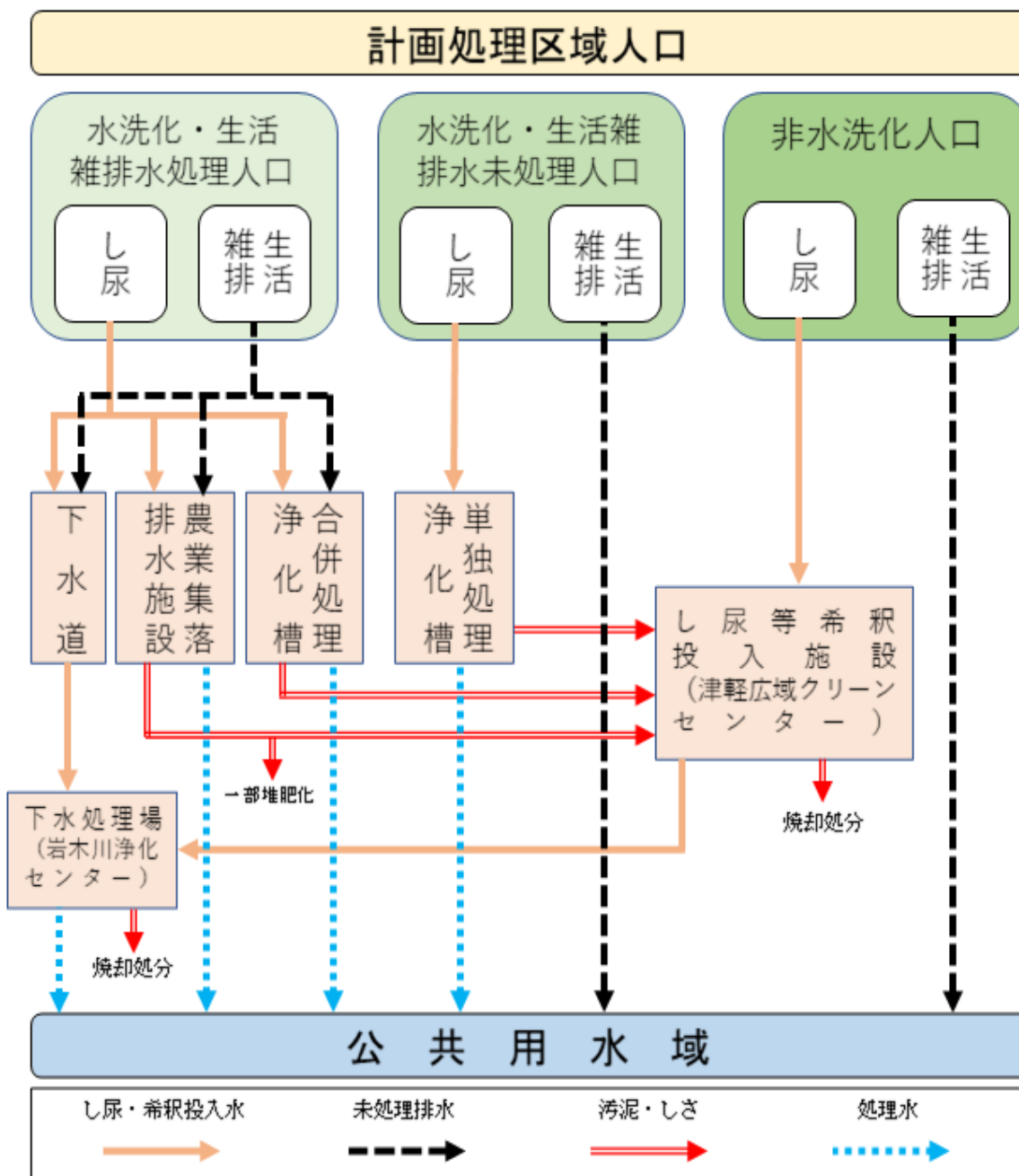
生活排水の処理については、「し尿」と「生活雑排水」を同時に処理することが重要である。前述の通り、汲み取り式便槽や単独処理浄化槽を使用している世帯が一定数存在し、生活雑排水が未処理のまま河川等に放流されている。

そのため、村として以下の通り基本方針を定め、全世帯で生活排水処理がなされるよう、今後とも推進していく。

- ① 本村では公共下水道、農業集落排水施設及び合併処理浄化槽を基本に、生活排水処理を適正に行う。
- ② 公共下水道及び農業集落排水施設整備区域内においては、すべての家庭が接続するように推進する。
- ③ 公共下水道及び農業集落排水施設整備区域以外の地域においては、合併処理浄化槽を推進する。また、単独処理浄化槽や汲み取り式便槽を使用している世帯についても、下水道等への接続や合併処理浄化槽への転換を推進する。
- ④ 汲み取りしたし尿や浄化槽汚泥は、受入施設である「津軽広域クリーンセンター」で適正に処理する。

3. 生活排水の排出状況及び処理主体

当村における生活排水は、下図の通り処理されている。



生活排水の処理主体は以下の通りである。

処理施設の整備	対象となる生活 雑排水の種類	処理主体
下水道	し尿・生活雑排水 等	青森県 (岩木川浄化センター)
農業集落排水施設	し尿・生活雑排水	田舎館村 (豊蒔地区農業集落排水処理施設)
合併処理浄化槽	し尿・生活雑排水	個人 等
単独処理浄化槽 ※ 1	し尿	個人 等
し尿等希釈投入施設 ※ 2	し尿・浄化槽汚泥	津軽広域連合 (津軽広域クリーンセンター)

※ 1 現在、単独処理浄化槽の新規設置は法律上認められていない。

※ 2 希釈投入後、岩木川浄化センターで処理

また、当村の処理形態別人口は以下の通りである。

(単位：人)

	令和 元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
1. 計画処理区域内人口	7,720	7,639	7,529	7,395	7,306
2. 水洗化・生活雑排水処理人口 (生活排水処理率：%)	6,826 (88.4)	6,798 (89.0)	6,726 (89.3)	6,660 (90.1)	6,586 (90.1)
(1) 合併処理浄化槽	72	76	77	83	99
(2) 下水道	6,087	6,068	6,020	5,957	5,883
(3) 農業集落排水施設	667	654	629	620	604
3. 水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽)	151	146	128	123	123
4. 非水洗化人口	743	695	675	612	597
5. 計画処理区域外人口	0	0	0	0	0

※「汚水処理人口の普及状況」調査より算出。

4. 生活排水処理基本計画の策定

(1) 生活排水処理の目標

前述の基本方針に基づき、下水道及び農業集落排水施設の整備区域にある未接続世帯は下水道等への接続を、整備区域外である場合は合併処理浄化槽の設置をそれぞれ推進し、全世帯での水洗化を目指す。

生活排水処理の目標及び内訳は下記の通りである。

① 生活排水処理の目標

(単位：％)

	令和5年度 (基準年度)	令和8年度 (開始年度)	令和12年度 (中間年度)	令和17年度 (目標年度)
生活排水処理率	90.1	91.4	93.2	95.3

② 処理人口の内訳

(単位：人)

	令和5年度 (基準年度)	令和8年度 (開始年度)	令和12年度 (中間年度)	令和17年度 (目標年度)
行政区域内人口	7,306	7,087	6,790	6,454
計画処理区域内人口	7,306	7,087	6,790	6,454
水洗化・生活雑排水 処理人口	6,586	6,480	6,326	6,152

※行政区域内人口：令和5年度は住民基本台帳人口より、他は推計値より算出。

③ 生活排水処理形態別内訳

(単位：人)

	令和5年度 (基準年度)	令和8年度 (開始年度)	令和12年度 (中間年度)	令和17年度 (目標年度)
1. 計画処理区域内人口	7,306	7,087	6,790	6,454
2. 水洗化・生活雑排水処理人口 (生活排水処理率：％)	6,586 (90.1)	6,480 (91.4)	6,326 (93.2)	6,152 (95.3)
(1) 合併処理浄化槽	99	118	142	169
(2) 下水道	5,883	5,796	5,667	5,521
(3) 農業集落排水施設	604	566	517	461
3. 水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽)	123	105	82	56
4. 非水洗化人口	597	502	382	246
5. 計画処理区域外人口	0	0	0	0

※ 令和5年度は実績値より、ほかは直近4年間の増減率を基に算出。

(2) し尿及び浄化槽汚泥の処理計画

し尿及び浄化槽汚泥については減少傾向にあるものの、今後も一定量は発生するものと予測されることから、適正な処理体制を持続できる体制を構築する。

① 処理量の見込み

し尿及び浄化槽汚泥の処理量は以下の通り見込まれる。

(単位：k1)

	令和5年度 (基準年度)	令和8年度 (開始年度)	令和12年度 (中間年度)	令和17年度 (目標年度)
し尿汲み取り量	242.48	203.84	155.23	99.94
浄化槽汚泥等汲み取り量	591.82	566.53	533.15	495.32
浄化槽汚泥	172.68	173.71	174.35	175.13
農業集落排水施設汚泥	419.14	392.83	358.80	320.18
計	834.30	770.38	688.38	595.25

※し尿・浄化槽汚泥・農業集落排水施設汚泥の汲み取り量：

令和5年度は実績値より、それ以外は令和5年度の一人当たり処理量から推計。

② 収集・運搬計画

し尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬については、村から許可を受けた業者が行っている。今後も住民の衛生的な生活が守られるよう、円滑かつ安定的な収集運搬体制を維持していく。

なお、許可業者が利用者から徴収する「し尿処理手数料」については、「田舎館村し尿汲取料金等審議会」にて審議され、その結果を基に各許可業者が設定している。今後とも処理原価や他市町村の状況などを踏まえ、地域間・利用者間で不公平が生じないように、適正な料金設定になるように努める。

③ 処理計画

収集したし尿及び浄化槽汚泥については、津軽広域連合が所管する津軽広域クリーンセンターに運び込まれ、夾雑物を除去後に希釈し、県が所管する岩木川浄化センターで処理を行う。施設の老朽化等を考慮しながら関係機関と連携し、今後も適正処理に努める。

(3) 住民への広報・啓発活動

住民への広報・啓発活動については、村ホームページや広報「いなかだて」などを活用し、生活排水処理の重要性を広く周知するとともに、浄化槽利用者に対しては、定期的な保守点検、法令に則った清掃や定期検査について周知し徹底を図る。